

くらしの情報

- 総務課
総務グループ ☎0240-27-2111
企画グループ ☎0240-27-2114

- 町民課
税務グループ ☎0240-27-4160
町民保健グループ ☎0240-27-2113
福祉環境グループ ☎0240-27-2115
保健センター ☎0240-27-3040

- 建設課
建設グループ ☎0240-27-4161
除染対策グループ ☎0240-27-4162
産業グループ ☎0240-27-4163
復興建設グループ ☎0240-27-1251

- 教育委員会事務局
教育グループ ☎0240-27-4166
●出納室 ☎0240-27-4164
●議会事務局 ☎0240-27-4165
●農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

帰還者JR利用運賃助成金制度

JR運賃の一部を助成しています

- ◆開始日 平成25年4月1日
- ◆対象者 平成23年3月11日現在、広野町に住所があり、現に広野町内に居住していると届け出をした方
- ◆助成を受ける方法と助成額

乗車券の種類	申請方法	助成額
通学定期乗車券	購入された通学定期乗車券の写しを申請書の所定場所に貼り付け、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。	通学定期乗車券料金の2分の1。ただし、広野駅から勿来駅までの料金の2分の1を限度とします。
回数乗車券	購入された回数乗車券の表紙または領収書を申請書の所定場所に貼り付け、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。 ※領収書には、回数券（1枚）の写しを添えてください。	回数乗車券料金の2分の1。ただし、いわき駅までの料金の2分の1を限度とします。
復乗車券（5回分をまとめて申請できます。）	広野駅で往復乗車券を購入されたら、駅で申請書の所定場所に確認印を押してもらい、必要事項を記入して、役場総務グループに提出してください。 ※申請書は事前に役場でお受け取りください。	往復乗車券料金の2分の1。ただし、いわき駅までの料金の2分の1を限度とします。

問 総務グループ ☎0240-27-2111

減容化施設建設用地の伐採作業開始

減容化施設建設用地の 除草・伐採作業が始まりました

環境省では、下北迫地区において災害廃棄物・除染廃棄物の減容化施設の建設工事を行うため、来年1月まで現場の除草や伐採を実施しております。除草、伐採の完了後に造成工事と施設整備を行い、平成27年4月の施設稼働を目指しております。



問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

年末年始の交通事故防止について

交通事故の防止に努めましょう

平成25年12月10日（火）から平成26年1月17日（金）まで、「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」期間中です。

交通安全意識を高め、交通ルールを遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故の防止に努めましょう。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

広野町コミュニティ交流助成金について

広野町行政区のコミュニティ 再生を助成しています

住民同士の交流を助成し、絆を再生することを目的として「広野町コミュニティ交流事業助成制度」を設けました。広野町の行政区が開く懇親会や活動に対して助成金を交付します。

- ◆交付金
行政区内の会議や懇親会など、住民同士の繋がりを深める事業を実施し、経費が発生した場合に交付します。（上限：行政区の加入世帯×1000円）
- ◆手続き
行政区長を通して、役場あてに申請してください。助成金は行政区に対して交付されます。

問 総務課総務グループ ☎0240-27-2111

税務署からのお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が 8%に引き上げられます

今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられました。

- 総額表示義務の特例
税込み価格であると誤認されないための措置を講じていけば、税込価格による表示をしなくてもよい。
【表示例：100円（税抜き）】
- 転嫁拒否等に関する措置
事業者間の取引で、税率の引上げ分の転嫁を拒むことや、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示を規制する措置
【例：「消費税は転嫁しません」等の表示】

問 相馬税務署 ☎0244-36-3111

福島県借上げ住宅の諸手続について

諸手続についてお知らせします

- ◆借上げ住宅の新規申し込み
広野町では住み替え以外の新規の受付を行っておりませんので、住み替えについて希望される場合は、福祉環境グループまで問い合わせ願います。
- ◆借上げ住宅の退去
借上げ住宅を退去する場合には「終了届」を提出する必要があります。退去を希望される方は、貸主あるいは仲介業者へ相談のうえ終了届を提出してください。終了届は、貸主あるいは仲介業者の承諾の記名押印が必要となりますのでご注意ください。
- ◆入居者などの変更
借上げ住宅へ入居されている人員に増減が生じるなど、申請時と内容が変わる場合は「福島県借上げ住宅変更契約書」を速やかに提出してください。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

中学校入学説明会のご案内

入学説明会を開催します

- ◆日時 平成25年12月12日（木）
13時30分～15時00分
- ◆会場 広野町立広野中学校（3階多目的教室）
- ◆対象者 1 広野小学校第6学年児童および保護者の皆様
2 広野町から避難し、県内外の小学校に在籍している第6学年児童および保護者の皆様
- ◆その他 1 当日の駐車場は、中学校バックネット裏側から進入し、校庭をご利用ください。
2 入口は、校舎東側の「生徒昇降口」（南向き）になります。
3 恐れ入りますが、筆記用具と上履きをご持参ください。

問 広野中学校 教頭 金成 誠 ☎0240-27-3224